リビン・テクノロジーズ株式会社
定　款

平成１６年　１月　５日　作成
平成１８年１２月２７日　改訂
平成１９年　５月３１日　改訂
平成１９年１２月２６日　改訂
平成２５年　４月３０日　改訂
平成２８年　９月３０日　改訂
平成２８年１２月２８日　改訂
平成２９年　５月１２日　改訂
平成２９年１２月２８日　改訂
平成３０年　５月２３日　改訂
平成３０年　６月　１日　改訂
平成３０年　９月１１日　改訂
令和　元年１２月２０日　改訂
令和　４年１２月２３日　改訂

第１章　　総則

（商号）

第１条　当会社は、リビン・テクノロジーズ株式会社と称し、英文ではＬｉｖｉｎｇ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．インターネットメディア事業
２．インターネットのホームページ制作、企画および運営
３．インターネットおよびカタログによる通信販売および仲介
４．不動産関連事業
５．労働者派遣および有料職業紹介事業
６．広告および関連事業
７．広告代理店事業
８．各種マーケティング業務
９．情報処理・情報提供サービス
10．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関構成）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の売渡請求）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらか

じめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ケ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、５名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を統轄する。

３　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の委任）

第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２６条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２７条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（取締役会の議事録）

第３１条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（常勤監査等委員の選定）

第３５条　監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第３６条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３７条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３９条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て決定する。

（会計監査人の責任免除）

第４０条　当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　　計算

（事業年度）

第４１条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月末日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月末日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

（期末配当金等の除斥期間）

第４４条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

２　未払いの配当金には、利息をつけない。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、平成２９年５月１２日開催の臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。